明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十六年十二月十五日

東京都墨田区緑三丁目一二番六―一〇〇一号

有限会社宝伸

取締役　藤塚　弘行

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年十二月三十一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を二百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十六年十二月十五日

東京都江戸川区西葛西五丁目二番三号

株式会社レントラックス

代表取締役　金子　英司

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年十二月三十一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十七年一月十九日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十六年十二月十五日

岐阜県多治見市宮前町二丁目四七番地の一

株式会社まるや

代表取締役　井澤　好彰

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年一月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年十二月十五日

千葉県八千代市吉橋字西内野一八三九の二

株式会社コープミート

代表取締役　荒川　幸弘

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年十二月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年十二月十五日

東京都中央区八丁堀三丁目一九番九号

株式会社クレオ

代表取締役社長　門脇　清和

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年十二月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年十二月十五日

東京都港区三田一丁目三番三一号フォーキャスト三田ビル五階

株式会社ウォルターズ・クルワー・ヘルス・ジャパン　代表取締役　鈴木　真琴

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年一月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年十二月十五日

東京都北区豊島二丁目二六番二三号

常盤工事株式会社

代表取締役　田中　延幸

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年十一月二十八日開催の株主総会において、株券を発行する旨の定款の定めを廃止することを決議いたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十七年九月三十日であり、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年十二月十五日

富山県富山市問屋町三丁目一番二八号

菱越電機株式会社

代表取締役　中嶋　徹

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき株主総会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年一月二十日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年十二月十五日

千葉市中央区椿森二丁目八番三号

株式会社ライオン堂

代表取締役　三橋　省三

限定承認公告

本籍東京都北区志茂四丁目二二番、最後の住所東京都北区赤羽一丁目六二番一三―二〇二号ソフィアハイツ　被相続人　亡　野口　里史

右被相続人は平成二十六年八月二十二日死亡し、その相続人は平成二十六年十二月四日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十五日

東京都北区赤羽一丁目六二番一三―二〇二号ソフィアハイツ

相続財産管理人　野口恵美子

限定承認公告

本籍大阪府池田市荘園一丁目九九番地三〇、最後の住所大阪府豊中市上新田四―八　A―一二〇七　被相続人　亡　澤井眞一郎

右被相続人は平成二十六年八月十一日死亡し、その相続人は平成二十六年十一月六日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十五日

大阪市北区長柄東二―三―三〇―六一八

相続財産管理人　澤井　利之

限定承認公告

本籍大阪府門真市朝日町一五番、最後の住所大阪府寝屋川市東神田町二四番一―三〇五号

被相続人　亡　谷本　慶司

右被相続人は平成二十六年八月二十八日死亡し、その相続人は平成二十六年十二月一日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十五日

奈良市五条西二―一〇―二二

限定承認者　三石　沙織

法定代理人親権者母　三石　真子

奈良市登大路町三六番地　大和ビル四階

奈良合同法律事務所

右代理人弁護士　佐藤　真理

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、優先資本金の額を一千六百万円減少し八億二百万円とし、発行済優先出資総口数一万六千三百六十口を一口に対して五万円をもって一万六千四十口に有償消却することとしました。

消却する優先出資の口数は三百二十口、消却の方法は買入消却とし、消却に要する金額は一千六百万円です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は、平成二十六年十月二十七日付官報の号外第二三七号五十五頁に掲載されています。

平成二十六年十二月十五日

東京都中央区日本橋兜町四番三号

Ｓａｋｕｒａ特定目的会社

取締役　粟国　正樹

訂正公告

平成二十六年十二月三日（号外第二六九号）掲載の解散公告中、「平成二十六年十二月一日開催の株主総会」とあるは「平成二十六年十一月三十日開催の株主総会」の誤りにつき訂正します。

平成二十六年十二月十五日

東京都中央区日本橋小舟町一三番一号

株式会社玉利商会

代表清算人　玉利　博見

◉号外　十二月十五日付第二七九号　九六ページ●同日付政府調達第二三四号六四ページ

〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局　電話　03（3587）4294　定価　一ヵ月二、六四二円（本体二、五二〇円）本号一部　一四〇円（本体一三〇円）送料別（配）